

新潟市ひまわりクラブ利用料口座振替事務取扱要領

（目的）

第1条 ひまわりクラブ利用料（以下「利用料」という。）の納入方法を合理化し、利用者の納入の利便を図るとともに納期内納付の向上を期することを目的とする。

（対象者）

第2条 口座振替の対象者は利用料の納入義務者（以下「納入義務者」という。）とする。

（対象科目）

第3条 口座振替の対象とする利用料は、当該納付期限に納付すべき利用料とする。

（取扱金融機関）

第4条 口座振替事務の取扱金融機関は、新潟市指定金融機関、新潟市指定代理金融機関、新潟市収納代理金融機関（以下「取扱金融機関」という。）とする。

（指定口座）

第5条 口座振替の口座は、口座振替納付をしようとする納入義務者（以下「申込者」という。）が指定する普通預金（総合口座を含む。）、当座預金又は通常貯金等で、取扱金融機関の承諾を得た口座（以下「指定口座」という。）とする。ただし、次条第2号の規定により申込みできる口座は、個人が保有する普通預金（総合口座を含む。）又は通常貯金に限る。

（申込手続）

第6条 申込者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、市長及び取扱金融機関に申し込むものとする。

- （1） 取扱金融機関での申込み 新潟市ひまわりクラブ利用料口座振替依頼書（以下「振替依頼書」という。）、新潟市ひまわりクラブ利用料口座振替納付届（以下「納付届」という。）及び新潟市ひまわりクラブ利用料口座振替依頼書（控）（以下「振替依頼書（控）」という。）を取扱金融機関に提出するもの

とする。

- (2) W e b サイトでの申込み 市長が指定するW e b サイト（以下「申込サイト」という。）に申込事項を入力するとともに、取扱金融機関のうち、申込サイトと情報通信のできる金融機関（以下「W e b 受付金融機関」という。）が指定するW e b サイト（以下「金融機関サイト」という。）に遷移し、指定口座と本人確認の情報を入力して申し込むものとする。

（取扱金融機関の処理）

第7条 取扱金融機関は、前条各号の申込みに対応する次の各号に掲げる事務処理を行うものとする。

- (1) 振替依頼書、納付届及び振替依頼書（控）の提出を受けた取扱金融機関は、記載内容を確認のうえ、受理し、振替依頼書を保管し、納付届に確認印を押印のうえ、市長に送付し、振替依頼書（控）を納入義務者に返戻するものとする。
- (2) 申込者から金融機関サイトに指定口座及び本人確認に必要な情報が入力されたときは、入力情報を確認のうえ、受理し、所定の方法により保管するものとする。この場合において、指定口座の情報を付して申込みを受理した旨を市長に通知するものとする。ただし、指定口座又は本人確認に必要な情報に不備があり受理できない場合は、その旨を市長に通知するものとする。

（市長の事務処理）

第8条 市長は、第6条各号の申込みに対応する次の各号に掲げる事務処理を行うものとする。

- (1) 取扱金融機関から納付届の送付があったときは、申込事項を確認のうえ、受理し、口座振替に係る所定の事務処理を行う。ただし、納付届の申込事項に不備があるときは、申込者に受理できなかった旨を通知するものとする。
- (2) W e b 受付金融機関から申込みを受理した旨の通知を受けたときは、申込事項を確認のうえ、受理し、口座振替に係る所定の事務処理を行う。ただし、第6

条第2号に規定する申込事項に不備があるとき、又はWeb受付金融機関から受理できなかった旨の通知を受けたときは、申込者に受理できなかった旨を通知するものとする。

(口座振替の依頼)

第9条 市長は、口座振替を行うときは、各納付期限の6営業日前までに、口座振替納付者（以下「利用者」という。）の納付情報を記録した電子データ（以下「振替依頼データ」という。）を各金融機関と新潟市との間のネットワーク回線を通じた伝送（以下「データ伝送」という。）により取扱金融機関に振替を依頼するものとする。ただし、データ伝送によることができない場合は、振替依頼データを記録した電子媒体を、ひまわりクラブ利用料口座振替納付書と合わせて送付するものとする。

(振替日)

第10条 口座振替を行う日（以下「振替日」という。）は、各納付期限の日とする。

(口座振替納付の事務処理)

第11条 取扱金融機関は、振替日に利用者の指定口座から振替依頼データに記録された金額を払い出し、納付するものとする。

2 取扱金融機関は、口座振替を行ったときは、振替日の4営業日後までに、利用者の振替結果を記録した電子データ（以下「振替結果データ」という。）をデータ伝送により、指定金融機関を経由して市長に送付するものとする。ただし、振替結果データを記録した電子媒体を送付する場合は、ひまわりクラブ利用料口座振替報告書を添付するものとする。

3 取扱金融機関は、預金不足等の理由により振替不能が生じたときは、前項に規定する振替結果データに、振替不能の理由を付して、市長に送付するものとする。

(口座振替の停止)

第12条 市長は、利用者から口座振替の停止の申し出があったとき又は口座振替を停止する必要があると認めるときは、納期限の2営業日前までに、ひまわりクラブ利用料口座

振替停止連絡表を金融機関に送付するものとする。

2 取扱金融機関は、前項の規定によりひまわりクラブ利用料口座振替停止連絡表の送付を受けたときは、当該納期の口座振替を停止するものとする。

（口座振替納付に伴う領収証書）

第13条 口座振替納付に伴う領収証書は、発行しないものとし、通帳の記帳をもってこれに代えるものとする。

（振替不能分の取扱）

第14条 市長は、第11条第3項に規定する振替不能が生じたときは、納付書を作成し、口座振替不能通知書を添付して利用者へ送付するものとする。

（口座振替の廃止）

第15条 納入義務者が口座振替を廃止しようとするときは、新潟市ひまわりクラブ利用料口座振替廃止届（以下「廃止届」という。）を取扱金融機関に提出するものとする。

2 廃止届の提出を受けた取扱金融機関は、記載内容を確認のうえ、受理し、廃止届（金融機関保管分）を保管し、廃止届（市保管分）に確認印を押印のうえ、市長に送付し、廃止届（控）（納入義務者保管分）を納入義務者に返戻するものとする。

3 市長は、取扱金融機関から廃止届（市保管分）の送付があったときは、記載内容を確認のうえ、受理し、廃止に係る所定の事務処理を行うものとする。

（その他）

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和8年10月1日から施行する。